

全国老人医療主管課(部)長及び国民健康保険主管課(部)長並びに
後期高齢者医療広域連合事務局長会議

説明資料

(特定健診関連・病床転換助成金)

2007年8月6日

保険局総務課
医療費適正化対策推進室

特定健康診査・特定保健指導の 実施体制の確立に向けて

1. 特定健康診査等実施計画の策定
2. 集合契約等の推進(協力)
3. 他の健診との連携

1. 特定健康診査等実施計画の策定スケジュール

①計画策定に向けた事前整理(平成18年度中)

	②目標値の設定	③実施方法の検討・スケジュール作成	④原案や ⑦案の作成	⑤費用等の検討	⑥保健指導体制の整備	⑧承認手続(国保における予算・保険料率等の承認)
4月	H24年度の目標 値の設定	H20年度各年度の目標値設定	①②に基づく対象者数の推計 直接実施、委託実施(個別契約)の判断	対象者(特に被扶養者)への周知・案内 年間スケジュール案作成	①～③を基に実施計画の原案作成	
5月						
6月						
7月						
8月	照会への報告・適宜調整		他の健診データの受領方法			
9月			申込、個別契約する場合の委託先の決定			
10月				自己負担率、上限設定の決定		国保の場合
11月						
12月						
1月			実施計画案の策定	必要な費用及びその内訳を算出	保険料率の設定	理事会や運営協議会での手続
2月						市町村議会での予算承認
3月						被用者保険の場合

⑨特定健診等実施計画の公表(平成20年4月初旬)

参考：実施計画策定における医療保険者の主な作業工程(詳細)

①計画策定に向けた事前整理(平成18年度中)

- * 40歳以上74歳以下の対象者の年齢構成(市町村国保においては75歳以上も)
- * 対象者の居住地(被扶養者は不明でも可)
- * 健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所)

} 次ページ

②目標値の設定

- * 国が示す参酌標準に即して5年後の平成24年度における目標値を設定(平成19年6月までをメドに)
- * 特定健診・特定保健指導の実施率については、平成24年度の目標値到達までの平成20年度から24年度までの各年度における目標値を設定(平成19年7月までをメドに)
- * 関係都道府県の照会に対し上記目標値を報告し、都道府県の求めに応じ、適宜調整(平成19年8月～10月メド)

③実施方法の整理

- * ①②に基づく対象者数の推計(平成19年4月～6月)
- * 直接実施、委託(集合契約・個別契約)等の判断(平成19年4月～8月)
- * 他の保険者へ委託する場合の申し込み、健診・保健指導機関へ委託する場合の委託先の決定(平成19年9月～12月)
- * 対象者(特に被扶養者)への周知・案内の方法(平成19年8月～9月)
- * 他の健診データの受領方法(平成19年8月～9月)
- * 毎年度の実施スケジュールの作成(平成19年7月～8月)、等

④上記①～③を基に(その他の必須記載事項も含めて)、特定健診等実施計画の原案作成(平成19年7月～9月)

⑤費用等の検討

- * 自己負担率、上限設定(必要があれば)の決定(平成19年10月～12月)
- * 公費による助成予定の内容及び各健診機関等の単価(他の保険者への委託の場合を含む。)を踏まえ、必要な費用及びその内訳を算出(平成20年1月～2月 ※国保の場合は平成19年11月～12月)
- * 保険料率の設定(平成20年1月～2月 ※国保の場合は平成19年11月～12月)

⑥保険者自身により特定保健指導を実施する場合はその体制の整備(研修の実施、非常勤の保健師・管理栄養士の採用準備、ステーション作り等)。(平成19年6月頃～平成20年3月)

⑦特定健診等実施計画案の策定(平成20年1月～2月)

⑧承認手続き(国保における予算・保険料率等の承認)

- * 理事会や運営協議会での手続き(平成20年1月～2月)
- * 市町村議会での承認(平成20年2月～3月)

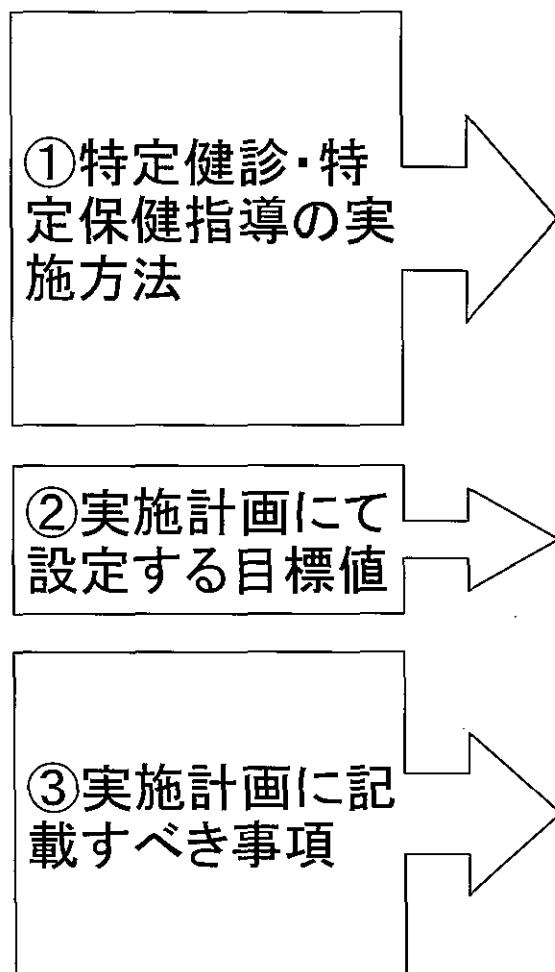
⑨特定健診等実施計画の公表(平成20年4月初旬)

項目	内容	趣旨
40歳以上74歳以下の加入者の年齢構成(市町村国保においては75歳以上も)	具体的には、5歳刻み、男女別。 被用者保険にあっては、被保険者本人と被扶養者の数を分けて把握しておく。	保健指導対象者数を推計し、費用見込み等を算出するため。
加入者の居住地(被扶養者は不明でも可)	<p>①集合的な契約形態による健診を基本として提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。ただし、被扶養者については不要(*)。</p> <p>②被扶養者について個別契約形態による健診も提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。被扶養者についても個別の健診委託契約の締結に必要な範囲で把握する。</p> <p>※市町村国保の場合は、住基による把握が行われているので、ことさらの作業は不要</p>	どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。
健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所)	<p>健診の過去の受診状況(ただし、可能な範囲で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率(受診者数/受診対象者数) ・実施方法 ・受診場所、等 <p>※目標とする受診率の起点を定めるために、現状の受診者数等がわかった方が望ましいが、現状がわからなくても目標設定は可能なので、把握が難しい場合は不明でも可</p>	健診の受診率(特に各年度の受診率)の目標を設定する際に用いる。
今後の受診場所の希望	<p>基本的に不要(集合的な契約形態を活用する場合は、基本的に全国をカバーするので、そもそも不要。そうでない場合も居住地がわかれれば不要であるため)。</p> <p>ただし、被用者保険において、集合的な契約形態を活用せずに個別契約形態や直営形態のみで被扶養者への健診を提供する場合で、被扶養者の希望する受診場所とのズレはない、という確信が持てない時は、アンケート等により被扶養者の希望を把握する。</p>	どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。

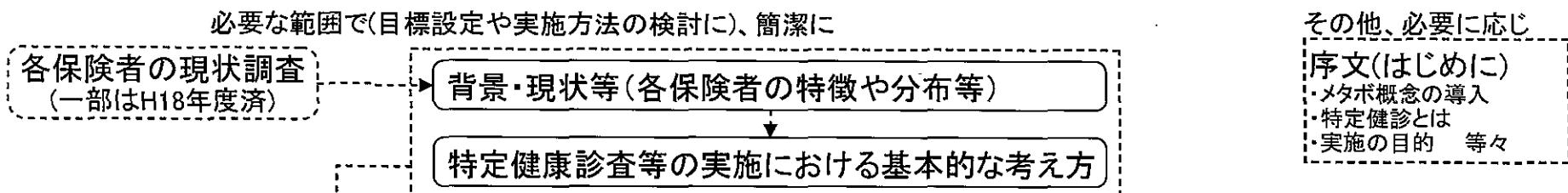
* 被扶養者の住所は、平成18年度の作業としては不要であるが、特定健診の案内や受診券の送付の際に用いることを予定している保険者においては、極力把握するよう努める必要がある。

参考：特定健康診査等基本指針

- 各保険者が、特定健康診査等実施計画を作成するにあたり、必要な情報を取りまとめた指針。
- 実施計画そのものは、②③を参考に作成し、①は③を記述する上で留意すべき点のみに絞って整理



第一 背景及び趣旨
第二 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項
一 特定健康診査の実施方法に関する基本的な事項
1 特定健康診査の基本的考え方
2 特定健康診査の実施に係る留意事項
3 事業者等が行う健康診断との関係
二 特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項
1 特定保健指導の基本的考え方
2 特定保健指導の実施に係る留意事項
3 事業者等が行う保健指導との関係
三 特定健康診査等の実施における個人情報の保護
第三 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項
一 特定健康診査の実施に係る目標
二 特定保健指導の実施に係る目標
三 特定健康診査等の実施の成果に係る目標
第四 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要な事項
一 達成しようとする目標
二 特定健康診査等の対象者数に関する事項
三 特定健康診査等の実施方法に関する事項
四 個人情報の保護に関する事項
五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項
六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項
七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項



法19条	特定健康診査等基本指針	記載すべき事項	主に定めるべき内容
第2項 第二号	第四の一	►達成しようとする目標	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及びメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率に係る目標
第2項 第一号	第四の二	特定健康診査等の対象者数	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等の対象者数(事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数)の見込み(計画期間中の各年度の見込み数)を推計 <p>※健診対象者数は保険者として実施する数の把握になるが、保健指導対象者数を推計するためには、保険者で実施せず他からデータを受領する数の把握も必要。</p>
	第四の三	►特定健康診査等の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所、実施項目、実施時期あるいは期間 外部委託の有無や契約形態、外部委託先の選定に当たっての考え方、代行機関の利用 周知や案内(受診券や利用券の送付等)の方法 事業主健診等他の健診受診者の健診データを、データ保有者から受領する方法 特定保健指導の対象者の抽出(重点化)の方法 実施に関する毎年度の年間スケジュール、等
第2項 第三号	第四の四	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> 健診・保健指導データの保管方法や保管体制、保管等における外部委託の有無、等
第3項	第四の五	特定健康診査等実施計画の公表・周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページへの掲載等による公表や、その他周知の方法 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法
第2項 第三号	第四の六	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果(進捗・達成状況等)や、その後の状況変化等に基づく計画の見直しに関する考え方
	第四の七	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	